
プロジェクト項目 第3回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第3回サステナビリティ基準委員会（2022年10月6日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

「ISSBの2022年9月ボード会議における暫定決定事項」に対する意見（審議事項(1) 関連）

（議論の概要）

2. 当委員会がコメントした事項について、S1基準案に関しては再審議の対象とされたものが多いように見受けられるが、S2基準案に関しては再審議の対象とされたものが少ないように思える。再審議の対象とならなかった事項があれば教えていただきたい。
3. 当委員会は、段階的な適用を提案するコメントをいくつか行ったが、「段階的」という概念は国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）に受け入れられているのか。例えば、スケーラビリティ（scalability）も段階的な適用の一例なのか。
4. 「significant」や「materiality」については、基準を適用するにあたり、実務上のガイダンスが必要と考えている。仮にISSBがそのようなガイダンスを提供する場合、当該ガイダンスはどのような位置付けで、いつ、どのような形で示されるのか。

（次のステップ）

5. 今後のISSBの審議スケジュールは、年内は月1回ずつ、計3回の実施となっており、議論できる時間と期間が限られているように思われる。
6. 最終基準の公表時期は、当初は年内であったと認識している。しかし、資料では2022年末頃（around the end of 2022）までに議論を完了させ、2023年の可能な限り早い時期（as early as possible）に最終基準を公表すると記載されている。若

干遅れているという印象を受けた。

7. 「2023年の早い時期 (early 2023) にISSBの将来の優先事項 (future priorities) に関する協議を実施する」というのは、次のテーマの協議の実施時期が当初よりも遅れているという理解でよい。

「サステナビリティ基準委員会の運営方針」に対する意見（審議事項(2)関連）

（全体に対するご意見）

8. 「グローバル・ベースライン」や「ビルディング・ブロック・アプローチ」といった用語は、世の中に浸透していく過程にあると考えられるため、例えば、当委員会のウェブサイトなどで、それらの定義を確認できるようにすべきではないか。これらの用語は、一般には理解が難しいと考えられる。
9. 「サステナビリティ」という用語あるいはその概念は、当委員会の活動範囲を決めるものと考えている。このため、当委員会が想定する活動範囲を問われる可能性がある。思うに、環境、社会、ガバナンス（ESG）に関わるものを中心に、場合によっては、これまでの伝統的な財務情報とは異なるという意味での「非財務情報」となるのかもしれない。

いずれにしても「サステナビリティ」という用語からは、非常に新しい課題を想起させる可能性がある。また、ISSBにおいても「sustainability-related」という形で、かなり広範な視野から基準開発が進められている。これらを踏まえると、一義的な定義をするというよりは、ISSBの動向なども見ながら、「当委員会が開示基準を通じて何を果たし、活動していくのか」という点を補足することを検討いただければと思う。

（国際的なサステナビリティ開示基準設定主体の状況）

10. G20の合意で設置された気候関連財務開示タスクフォース（TCFD）を国際統合報告評議会（IIRC）などの自らの主要な利用者のニーズを踏まえて基準等を開発してきた団体と同列に扱うべきではない。TCFDは、民間主体がメンバーとなって開発された指針ではあるものの、自発的に立ち上がってきた基準設定主体とは、性格を異にするものであるため、当該TCFDに関する記載は少し修正した方がよい。TCFDへの参照が必要であれば、別の形で記載する方がよいのではない。

(我が国におけるサステナビリティ開示基準に係る基本的な考え方)

11. 投資家が企業価値を評価する際に有用な、企業の重大なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示項目を定めることを基本的な考え方とすることに賛同する。有価証券報告書における記述情報の基準を開発することと整合的な考え方だと思う。また、日本基準を高品質で国際的に整合性のある基準にすることにも賛同する。
12. 「サステナビリティ関連財務情報は、企業の一般目的財務情報の一部として開示されるもの」という記載があるが、サステナビリティ関連の情報は、果たして一般目的財務報告の一部といえるのか。

(高品質な基準)

13. 「さらにそれを用いて作成されたサステナビリティ関連財務情報が国際的に求められている程度に保証を受けることが可能であることも検討する」という記述は、「保証を受けることができるようにすることが必要（又は重要）である」とした方が良いのではないか。保証を受けることができない基準を開発するという方針は採り得ない。現状、我が国では、保証を受けるかどうかは任意であるものの、保証可能性を担保することを方針として検討するというのは示した方が良いのではないかな。

(国際的に整合性のあるもの)

14. 「ISSBが市場関係者からの要望により国際的なサステナビリティ開示基準の開発を目的として設立されたことを踏まえると、基準開発にあたって、日本基準を包括的なグローバル・ベースラインとされるIFRSサステナビリティ開示基準の内容と整合性のあるものとするのが、わが国の投資家にとって有用である」とあるが、「国際的に整合性のある基準を開発することは、投資家だけではなく、企業にとってもメリットがあると考えられるため、要素として含むことを検討いただきたい。

また、「グローバルな投資家との継続的な対話を必要とする我が国の企業にとっても、これにより複数のサステナビリティ開示基準に準拠して類似又は重複するサステナビリティ開示を作成する負担が軽減されることとなる」とあるが、企業の負担が軽減されるというのは当然で、国際的に整合的な基準であることの方が、企業にとってより大きなメリットではないか。

15. 当委員会の開発する基準が国際的に整合性のあるものとなることは、中小企業など

を含めた場合、果たして本当に企業が受益者であると言い切れるだろうか。作成者の立場から突き詰めて考えると、必ずしもそうではないのではないかと思うところがある。「グローバルな投資家とも継続的な対応が必要とする我が国の企業にとっても」とするよりも、そのような企業に「とっては」とする方が良いように思う。あくまで各論であるという要素を取り入れて修文いただきたい。「開示の負担」について、作成者である企業は非常に危機的な意識を持っている。一方で、ある程度の行動変容を促すための開示が必要であろうとも理解されている。できる限り全体をとらえた文言に調整ができればより良いのではないか。

(周辺諸制度との関係)

16. サステナビリティ情報の場合、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）をはじめ、すでに日本国内で「諸制度」として運用されているものとの整合性を図っていく必要があるものも多いのではないか。今後、有価証券報告書においてサステナビリティに関する情報を開示していくことを踏まえると、既存の諸制度との調整が必要になる。「基準開発にあたって追加で考慮すべき要因」をどのような形で解決していくのかは、この場で言及するようなことではないと思われるものの、今後我が国の基準開発を進めていく中で、誰がどういう形で責任を持って「考慮すべき要因」の解決を進めていくのかが重要になるのではないか。記述に落とし込むことは容易ではないものの、基準開発を進めるにあたって留意いただきたい。
17. 記述内に温対法や既存の法令及び規制が挙げられており、既存の制度と整合させると読み取れる。しかし、今まさにカーボン・ニュートラルや、人的資本についての制度的な検討が進んでいる。このため、そういった新しい制度に対して配慮する旨も言及してはどうか。可能であれば、検討中の制度に対しても整合がとれた検討を進める旨の記述を追加いただきたい。
18. サステナビリティ開示について、包括的な基準だけですべてを決めるのは難しいと思われる。ISSBの公開草案も、温室効果ガスの測定についてはGHGプロトコルを参照している。今後も、化学物質の測定など、テーマごとに測定方法を参照する部分があると思われる。当委員会も一定程度他の測定基準を参照して基準開発を行うことを前提とした場合、かなり幅広く、他の基準に依存することになると考えられる。測定基準の妥当性や適切性の判断については基準設定主体が担う部分もあるが、作成者側で判断いただくための要件を整理することも必要になる可能性がある。

(リサーチ活動)

19. リサーチ活動については、2か所に分けて記載するのではなく、一体的に記載した方が良いのではないか。その場合、「サステナビリティ開示基準の適用に関連する活動」を「サステナビリティ開示基準の開発及び適用に関連する活動」に修文のうえ、リサーチ活動に関する記述をこの部分にまとめるのはどうか。
20. 「サステナビリティ開示基準の適用に関連する活動」の部分にリサーチ活動に関する記述を入れるのであれば、高品質な基準を開発するためにリサーチ活動が必要というストーリーを書きおいた方が中長期的な観点から実施すべき活動と受け取ることができる。既存の資料内の記述であっても「基準開発のためにこのような活動が必要」という点を記載しておけば違和感はなくなるのではないか。
21. 「国内関係者」という表現が見られるが、他の箇所では「市場関係者」という記述になっている。「国内関係者」は「市場関係者」よりも広い概念と理解されるが、仮に「国内関係者」が「国内の市場関係者」を意味するのであれば、記載を再考いただきたい。

(サステナビリティ開示基準の適用に関連する活動)

22. 今後サステナビリティ開示基準が円滑に適用されるために、市場関係者の理解を深めることは重要と認識している。基準を開発するだけでなく、基準に対する理解を、作成者のみならず、利用者についても深めていくことが必要である。「市場関係者」には、海外の市場関係者も含んでいると理解している。このため、「国内外の市場関係者の理解を得る」という記述の方が適するのではないか。
23. 「国際的なサステナビリティ開示基準の開発状況に関する情報発信などの取組みを積極的に行う」とある。情報発信も重要なものの、「情報発信と対話」といったように「対話」も盛り込んでいただけると良い。

以 上